

農地法第5条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第34号 1番
1. 立地基準	農地区分 (該当事由)	第3種農地 (第二神明道路 大久保料金 所から240m)
	※第1種・第2種農地の場合 代替性の検討 法4-2①②/法5-2①②	—
2. 一般基準	転用行為実施に必要な資力・ 信用 法4-2③/法5-2③	有 (残高証明書)
	申請地につき転用行為の妨げ となる権利を有する者の同意 法4-2③/法5-2③	該当なし
	許可後遅滞なく申請の用途に 供する見込み 則47①/則57①	有
	申請事業施行に関し他法令許 認可の見込み 則47②/則57②	該当なし
	申請地と一体利用する土地を 利用できる見込み 則47③/則57③	該当なし
	申請面積が適正 則47④/則57④	適正 (事業計画)
	申請の事業が土地造成のみ (一部例外あり) 則47⑤/則57⑤	該当なし
	周辺の営農条件への影響 (現地調査報告) 法4-2④/法5-2④	
3. その他特記すべきこと		

注) 法：農地法 則：農地法施行規則